

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（概要）

（令和5年9月1日 鹿交企第364号ほか）

本通達は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認
- 酒気帯び確認の内容の記録について
- アルコール検知器の使用に関する事業者への周知

等である。